

高知県からのお知らせ
森林所有者のみなさまへ・・・

間伐や造林などに関する支援制度（令和5年度）

1. 施業を集約化し、間伐等を行う場合の補助事業

■造林事業(国庫補助等) 下表以外の作業種…再造林、鳥獣害防止施設、下刈、森林作業道など

区分	作業種	対象林齢	事業内容	事業規模	間伐率	補助要件等
森林環境保全直接支援事業	除 伐	11～25年生 (除伐)	不用木の除去、不良木の淘汰	0.1ha以上／施行地	30%	下記の①、②のいずれかに該当していること。 ①森林経営計画の認定を受けた者。 ②特措法に基づく特定間伐促進計画の事業主体に位置付けられた者。 ※施業実施前に「事前計画書」の提出すること。 (ただし、除伐は除く。)
	間 伐 (保 育)	保育間伐A 11～35年生 保育間伐B 36年生～60年生 保育間伐C 11～60年生 (平均胸高直径18cm未満)	不用木の除去、不良木の淘汰	0.1ha以上／施行地		
	間 伐 (搬 出)	11～60年生 ※森林経営計画に基づく場合は標準伐期齢の2倍以下の林齢	間伐及び伐倒木の搬出集積	0.1ha以上／施行地 ①森林経営計画に基づく場合 森林経営計画ごとに間伐・更新伐の施行地面積が0.1ha以上で平均搬出材積が10m3/ha以上 ②特定間伐等促進計画に基づく場合 特定間伐等促進計画間伐・更新伐の施行地面積が0.1ha以上で平均搬出材積が10m3/ha以上		
	更新伐	31～90年生	伐倒及び伐倒木の搬出集積、植生の更新(天然更新を含む)			

■みどりの環境整備支援事業(県補助) 造林事業への嵩上げ (造林事業と合計で概ね90%相当)

作業種	対象林齢	事業内容	補助要件等
除 伐	11～25年生	造林事業(森林環境保全直接支援事業(除伐))への嵩上げ	造林事業で採択された除伐及び保育間伐(A・B・C)とする。
間 伐 (保 育)	11～35年生	造林事業(森林環境保全直接支援事業(保育間伐A))への嵩上げ	
	36～45年生	造林事業(森林環境保全直接支援事業(保育間伐B))への嵩上げ	
	11～45年生	造林事業(森林環境保全直接支援事業(保育間伐C))への嵩上げ	

■木材安定供給推進事業(国庫補助) 下表以外の作業種…林業専用道(規格相当)、森林作業道など

作業種	対象林齢	事業内容	事業規模	間伐率	補助要件等
間 伐 (搬 出)	林齢制限なし	不用木の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒・造材・集材搬出集積、積込・原木仕分け費	0.1ha以上／施行地	30%	【体質強化】 ①体質強化計画に明記された「原木供給計画参画事業実施主体」のうち市町村、森林整備法人等及び選定経営体。 ②同一林班又は区域内に森林経営計画が作成されている場合は、翌年度末までに本事業での施行箇所を経営計画対象森林とするよう努めること。
					【成長産業化】 ①市町村、森林整備法人等及び選定経営体。 ②同一林班又は区域内に森林経営計画が作成されている場合は、翌年度末までに本事業での施行箇所を経営計画対象森林とするよう努めること。 ③生産基盤強化区域内で実施すること。

2. 自分で自分の山を手入れをする場合の補助事業（自伐林家等を含む。）

■みどりの環境整備支援事業(県補助) 下表以外に路網整備(500～1,500円/㎡)

作業種	対象林齢	事業名	事業規模	間伐率	補助要件等
間 伐 (保 育)	11年生～	公益林保全整備事業	0.1ha以上／施行地	30%	保安林又は市町村森林整備計画に規定する公益的機能が高い森林で集約化が困難な森林。
間 伐 (搬 出)	スギ :31～70年生 ヒノキ:31～90年生	森林整備事業	0.1ha以上／施行地	30%	国庫補助の対象とならない森林。 ※20%の間伐は、高知県小規模林業推進協議会の会員に限定
				20%	

3. 再造林及び被害防護施設等に対する支援制度

■森林資源再生支援事業(県補助) 造林事業、木材安定供給推進事業への上乗せ(造林事業等と合計で概ね90%相当)、林地残材等の運搬に

作業種	補助要件等	補助
再造林等	造林事業及び木材安定供給推進事業で採択された人工造林及び附帯施設等整備(鳥獣害防止施設等整備)、下刈り(隔年)とする。 ただし、シカ被害防護施設については、再造林等と一体的に実施するものとする。	コンテナ苗による再造林等:県が定めた標準単価合わせて95%) 上記以外の作業種:県が定めた標準単価の22%以上90%) ※再造林及び耕作放棄地への造林に限る
シカ被害防護施設		
下刈り(隔年)		
再造林の推進(林地残材等搬出)	再造林を行う皆伐施業地から発生する林地残材等(C材又はD材)を有効利用するために必要な山土場から利用施設までの運搬	定 額 600円/㎡(チップ等端材)
再造林の推進(低密度植栽の促進)	低密度植栽(2,000本/ha以下)の実施等。 ※保安林の場合は、指定施業要件で定められた本数	獣害防止施設あり 100,000円以内/ha 獣害防止施設なし 60,000円以内/ha

上記は、国及び県の補助事業とのおもな内容です。市町村によっては、独自の上乗せ(加算)などを行っている場合がありますのでご確認ください。
また、事業によって補助要件等がございます。詳しくは、森林の所在する下記の林業事務所にお問い合わせください。

－ お問い合わせ先－
高知県林業振興・環境部 木材増産推進課(森林整備担当) 088－821－4602、安芸林業事務所 0887－34－1181、中央東林業事務所 0887－53－0657、嶺北林業振興事務所 0887－82－0162、中央西林業事務所 088－893－1292、須崎林業事務所 0889－42－2371、幡多林業事務所 0880－35－5977、もしくは、森林の所在する市町村、森林組合までお問い合わせください。



補助率
県が定めた標準単価の68%

補助率
定額 42,000円/ha
定額 46,000円/ha
定額 28,000円/ha
定額 42,000円/ha

補助率
定額(間接費を含む) 〔 ・搬出材積：10m3以上30m3/ha未満 168,000円～234,000円/ha以内 ・搬出材積：30m3以上50m3/ha未満 238,000円～331,000円/ha以内 ・搬出材積：50m3以上70m3/ha未満 374,000円～522,000円/ha以内 ・搬出材積：70m3以上 504,000円～701,000円/ha以内 〕



補助率
定額 80,000円/ha
定額 183,000円/ha
定額 122,000円/ha



要する経費への支援など 率
iの27%以内(造林事業の補助率68%の場合は 以内(造林事業の補助率68%の場合は合わせて